

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十九年一月十二日

広島県知事 湯崎英彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地	面積(㎡)
氏名又は名称	住所	所在在
農事組合法人ファーム 夕日の里	福山市神辺町字上 御領一五八八番地	福山市神辺町大字八尋字沼 一四番ほか三筆
加藤 陽一郎	福山市神辺町川南	福山市神辺町大字川南字十 四ノ丁一七九五番一
坪井 翔伍	福山市駅家町近田	福山市芦田町大字福田三三 八五四
山越 亮介	三次市大田幸町三 一〇六一番地一九	三次市大田幸町三三九七番 九四九
農事組合法人畠原	三次市大田幸町三 二六五番地一	三次市大田幸町三三九七番 九四九
農事組合法人よしげ	八七番地	八四、四七六
農事組合法人よしげ	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
田坂 秀雄	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人星城の里	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人ふかせ	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人ふるさと	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
重永	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人せら富士	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人せら富士	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人京丸ファ ームセラ	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人京丸ファ ームセラ	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
農事組合法人ほりこし	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
堀越二三二番地一	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
世羅郡世羅町大字	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
島一九三番一ほか三筆	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
世羅郡世羅町大字堀越字栗	廿日市市吉和三四 二五番地一	廿日市市吉和三四 一四三、四二
二、二六七	六五、七九七	五、七六五

農事組合法人ほりこし	世羅郡世羅町大字 堀越二三三番地一	世羅郡世羅町大字三郎丸字 中沖一四二番二ほか一三六	世羅郡世羅町大字黒渕字道 筆一八〇、八八
農事組合法人くろぶち	世羅郡世羅町大字 黒渕四七一番地一	世羅郡世羅町大字 金一六二番三ほか一一筆	農事組合法人くろぶち
農事組合法人穂MIN	世羅郡世羅町大字 黒渕四七一番地一	世羅郡世羅町大字 金六番二ほか二五一筆	農事組合法人穂MIN
ORI	世羅郡世羅町大字 下津田二三七〇番地	世羅郡世羅町大字 神鳥四九四番一ほか二筆	ORI
株式会社恵	世羅郡世羅町大字 賀茂四〇四番地	世羅郡世羅町大字下津田字 四、五一〇	株式会社恵
	世羅郡世羅町大字 田九五番一ほか九六筆	世羅郡世羅町大字賀茂字扇 三四九七、四二	
	世羅郡世羅町大字賀茂字扇 九七、七一三	世羅郡世羅町大字賀茂字扇 一七、四三三	

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

縦覧期間

平成二十九年一月十二日から平成二十九年一月二十六日まで

三